

「令和7年度第4回大阪府都市計画公聴会」
の公述人の意見要旨及び大阪府の見解

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対する大阪府の見解は、次のとおりです。

公述人	都市計画案に係る意見（要旨）	意見に対する大阪府の見解
A	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区が市街化区域に編入され、地区計画によって計画的な土地利用の規制・誘導が図られることで、次の効果が期待できる。 <ol style="list-style-type: none"> 1、後継者のいない営農者の問題や、無秩序な乱開発に対する懸念などが解消される。 2、第二京阪沿道まちづくりとして、交通便利性などの立地特性を生かした有用な土地利用が図られることによって、まちの活性化につながる。 ・一方、本都市計画原案は、公共施設の整備改善を進め、公共の福祉の増進を目指す第二京阪沿道まちづくりとして、以下の点について問題がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1、これまで交通死亡事故が発生するなど、地域においてその危険性が懸念されてきた道路、市道高田星田線の安全性の確保。 2、流末河川に負担をかけない調整池の設置。 ・高田星田線は、沿道住民にとっては唯一の生活道路であり、当都市計画により商業施設ができると、ますます交通量が増えるが、道幅は5メートルしかなく歩道がない。第二の死亡事故を起こさないために、今回の開発事業での高田星田線の拡幅は絶対に避けて通れない。 ・高田一丁目対象地5ヘクタールの現状は、田畑で大雨が降っても保水量がある。近年地球温暖化で線状降水帯など局所的な集中豪雨がある。数年前には地区の東側を南北に流れる小川で氾濫があり、下流の茄子作南町と東町と釈尊寺町で床上浸水被害があった。商業用地として宅地化されると保水力低下によって集中豪雨時に下流域の寝屋 	<p>東部大阪都市計画区域区分の変更について、大阪府としては、「第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針（以下、「基本方針」という）」に基づき、自然的環境の保全や農林漁業との調和等に配慮し、枚方市の都市計画マスタープラン等との整合を図った上で、人口及び産業の将来の見通しの範囲内で、優先的かつ計画的に市街化を図るべき必要最小限の区域を市街化区域に編入することとしています。</p> <p>市道高田星田線については、当該地区の出入りを西側の星田駅前線や南側からとし、過度な交通負荷が生じないように、開発事業者に指導するとともに、地区計画における壁面位置の制限を行い、一部区間において歩行空間の確保が図られるよう、事業者に協力を求めるものと、枚方市より聞いています。</p> <p>また、調整池については、本地区の開発で必要となる容量の雨水貯留施設の整備が計画され、枚方市の都市計画原案でも示されているところです。</p> <p>今回の公聴会のご意見を踏まえ、開発周辺地域の交通安全対策、排水対策が講じられるように、改めて枚方市に申し伝えます。</p>

	<p>川市寝屋北町に浸水被害をもたらす恐れがある。高田一丁目地区には、大阪府の基準に照らして、少なくとも2,600平方メートル、約800坪の調整池が必要。それが、土地利用計画図には描かれていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区計画は事業者が主体的に都市計画原案を作り、収益を目的とした経済活動で、地権者や周辺地域の民意は全く反映されていない。道路の拡幅事業は市民の血税を使ってやるべき性質のものではなく、都市計画事業者にやらせるべき事業。 	
B	<ul style="list-style-type: none"> この地区の4ヘクタールほどの農地は、まだまだその機能が活用できる地区であり、田園風景が心地よく、今ならまだこの地域の良さが感じられる。 第二京阪沿道まちづくり方針で、今後開発予定になる地区が13地区あると聞いており、この高田、茄子作、寝屋川といった地域が、近隣の農業地域とひもづいた商業系事業をすることもできるのではないか。子どもを持つ母親が農業に従事するといった就職支援につなげることもできるかもしれない。体験型農業プログラム、農産物の直売店と食育セミナー、ワークショップ、学校給食との連携、地域の食文化を学ぶプログラム、これらの活動を通して地域資源の活用が進むだけでなく、子どもたちの食に対する視野を広げる機会を提供できると考える。 森林、農地の自然循環機能は、地域社会における健康を保ち、命を支える役割を果たしていると言えるのではないか。自然循環社会と地域としての持続可能な発展、第二京阪沿道であっても自然環境への影響を最小限に抑え、なるべく商業施設への転用を避け、農地としての利用を90パーセント以上とするなど、食糧自給圏もある魅力あふれる農業、食を中心とした地域産業で経済を活性化して世代間を超えた笑顔あふれるまちづくり、雇用の創出を期待している。 	<p>東部大阪都市計画区域区分の変更について、大阪府としては、「基本方針」に基づき、自然的環境の保全や農林漁業との調和等に配慮し、枚方市の都市計画マスタープラン等との整合を図った上で、人口及び産業の将来の見通しの範囲内で、優先的かつ計画的に市街化を図るべき必要最小限の区域を市街化区域に編入することとしています。</p> <p>また、編入の判断は、都市計画と農林漁業との健全な調和を図る基本理念などを踏まえて国が示す、「都市計画と農林漁業との調整措置」に基づき、国及び庁内の農林担当部局と協議・調整した上で行っています。</p> <p>第二京阪沿道まちづくり方針では、枚方市による本地区の土地利用方針について、交通利便性を生かして沿道型商業、工業及び流通業務といった地域産業の活性化を図るものとされています。具体的な事業内容は事業者の判断によるものとなりますが、今回の公聴会のご意見を枚方市に申し伝えた上で、必要な手続きを進めてまいります。</p>